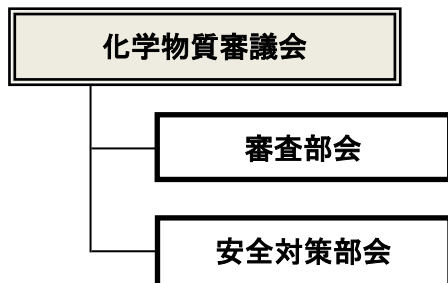


化学物質審議会の審議状況等について

(令和 6 年 2 月～令和 7 年 1 月)

1. 化学物質審議会 体制図



2. 各部会の審議状況

(1) 審査部会

①審議事項

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質の指定
- ・ 監視化学物質の指定
- ・ 新規化学物質の判定

※平成 31 年 1 月 10 日、化学物質審議会決定により、化管法関係の審議事項を安全対策部会に移管。

②構成員（令和 7 年 1 月 31 日現在）

部会長	東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
	宇野 誠一	国立大学法人鹿児島大学水産学部水圏環境保全学分野 環境保全学研究室 教授
	大浦 健	名城大学農学部生物環境科学科 教授
	蒲生 昌志	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門 研究部門長
	木村 信忠	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究戦略企画部 審議役
	金原 和秀	国立大学法人静岡大学 学長特別補佐
	栗栖 太	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	河野 久美子	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 環境・応用部門環境保全部化学物質グループ 主幹研究員
	高橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所物質計測標準研究部門 主任研究員

③開催状況

令和6年：3月26日、4月22日、5月24日、6月21日、7月19日、
9月20日、10月21日、11月15日、12月13日
令和7年：1月14日

※薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）との合同開催。

④審議結果

(a) 第一種特定化学物質の指定

- 令和6年6月21日に行われた本部会において、PFHxS 関連物質を第一種特定化学物質として指定すべきとの判定がなされた。
- 令和6年7月19日に行われた本部会において、PFOA 関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において138物質を規定することが了承された。

(b) 新規化学物質の判定に係る審議状況

(単位：件)

		令和4年度	令和5年度
審査部会における審議件数 (※1)		352	273
判定結果の通知件数 (※2)	第4条第1項第1号	0	0
	〃 第2号	27	18
	〃 第3号	6	8
	〃 第4号	27	32
	〃 第5号	154	111
	〃 第6号	0	0
	第5条第1項 (低生産)	158	112
	合 計	372	281
うち、特定新規 化学物質に係る 通知件数	第2条第8項第1号 (人健康影響)	7	8
	〃 第2号 (生態影響)	2	1

(※1) 当該年度内に審議した新規化学物質の件数。(同一物質を含む。)

(※2) 当該年度内に発出した判定通知の件数。(同一物質を含む。)

⑤今後の予定

毎年10回の開催を予定している。

(2) 安全対策部会

①審議事項

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
- ・ 第二種特定化学物質の指定
- ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
- ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示
- ・ 監視化学物質・優先評価化学物質の有害性調査の指示に係る報告に基づく判定
- ・ 優先評価化学物質の指定

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係

- ・ 第一種指定化学物質の指定
- ・ 第二種指定化学物質の指定

②構成員（令和7年1月14日現在）

部会長	東海 明宏	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 教授
	石川 百合子	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門環境暴露モデリンググループ 主任研究員
	小野 恭子	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門社会とLCA研究グループ 研究グループ長
	蒲生 昌志	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門 研究部門長
	金原 和秀	国立大学法人静岡大学 学長特別補佐
	須方 督夫	一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
	瀬戸 洋一	日本石鹼洗剤工業会環境・安全専門委員会 委員長
	永井 孝志	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門土壌環境管理研究領域 上級研究員
	林 真実	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事・九州支部長
	村田 里美	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ水質チーム 主任研究員
	森田 健	独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター 上席技術専門官

③開催状況

令和6年：7月19日、9月20日、11月15日

令和7年：1月14日

※薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）との合同開催。

④審議結果

(a) 第一種特定化学物質使用製品及び例外使用用途の指定

- 令和6年7月19日に行われた本部会において、PFHxS 関連物質を第一種特定化学物質として指定することに伴い、化審法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び同法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について審議が行われた。
- 令和6年7月19日に行われた本部会において、デクロランプラスを第一種特定化学物質として指定することに伴い、化審法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について審議が行われた。

- 法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないもの

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
PFHxS 関連物質	・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト

- 法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
デクロランプラス	・ 防衛産業で用いる断熱材の製造

- 法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
PFHxS 関連物質	・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

(b) 優先評価化学物質の指定

令和 6 年 1 月 15 日に行われた本部会において、一般化学物質のスクリーニング評価等について審議を行い、生態影響の観点から 2 物質（「 α -ヒドロキシ（オレオイルオキシ）ポリ（オキシエチレン）」、「チオシアン酸銅（I）」）が優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。

また、令和 7 年 1 月 14 日に行われた本部会において、優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価について審議を行い、優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」は優先評価化学物質の指定を取消し、生態影響の観点から 1 物質（「ジデシル（エチル）（メチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート」）が優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。

(c) 優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱ

令和 6 年 9 月 20 日に行われた本部会において、優先評価化学物質 2 物質（「N, N-ジメチルホルムアミド」、「1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼン」）について、リスク評価（一次）評価Ⅱの審議が行われた。

(d) Weight of Evidence を用いた優先評価化学物質の分解性の評価

令和 7 年 1 月 14 日に行われた本部会において、上市後の化学物質のリスク評価に活用する Weight of Evidence を用いた分解性の評価手法及び優先評価化学物質 2 物質（「ナトリウム＝1, 4-ビス [(2-エチルヘキシル) オキシ] -1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート」、「カリウム＝2-エチルヘキサノアート」）について、スクリーニング評価・リスク評価を行う際に用いる分解性評価の審議が行われた。

⑤今後の予定

年に 4 回程度の開催を予定している。

以上

(参考)

化学物質審議会における諮問・答申一覧（会長が同意した部会決議等）

諮問年月日	答申年月日	件 名
R 5. 4. 10	R 6. 4. 9	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に関する化学物質審議会への諮問について
R 6. 4. 5	R 6. 5. 13 R 6. 6. 13 R 6. 7. 9 R 6. 8. 5 R 6. 10. 4 R 6. 11. 5 R 6. 12. 4 R 7. 1. 6 R 7. 1. 30	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第1項、第2項及び第4項並びに第5条第2項、第3項及び第8項に規定する新規化学物質の判定等に関する化学物質審議会への諮問について
R 6. 4. 22	R 6. 7. 23	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第25条に規定する第一種特定化学物質が使用できる用途に関する化学物質審議会への諮問について
R 6. 6. 7	R 6. 7. 1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について
R 6. 7. 11	R 6. 7. 23	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項等に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会への諮問について
R 6. 7. 11	R 6. 7. 23	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第244号）による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条第1項第35号ハに規定する化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

諮問年月日	答申年月日	件 名
R 6. 11. 13	R 7. 1. 31	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第2条第5項に 規定する優先評価化学物質の指定に関する化学 物質審議会への諮問について